

国(法務省)「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」

令和7年6月6日閣議決定

1 第2次策定内容

「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「第一次基本計画」といいます。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「推進法」といいます。）第7条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年に策定されました。

今般、第一次基本計画策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、関係府省庁との協議、関係団体等へのヒアリング及び意見公募手続（パブリックコメント）を実施して、新たに「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定したものです。

2 第一次基本計画からの主な変更点

- (1) 「ビジネスと人権」に関する記載を追加
- (2) 「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理
- (3) 「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加
- (4) 「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立

【策定根拠】 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条

【目 的】 国が人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ること

第1章 はじめに／第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

人権をめぐる社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向を踏まえ、各人権課題の解決に向け、施策の更なる推進を図るため、新たな基本計画を定めたもの。

1 人権をめぐる社会経済情勢の変化

- ①国際化(在留外国人数が増加し、日本国内全域で国際化が進展、経済活動の国際化も進む)
- ②情報化(SNSの登場・スマートフォンの普及等により情報の拡散力が増大し、インターネット上の人権侵害が深刻化、被害者にも加害者にもならないための「責任ある情報発信」の観点が必要)
- ③少子高齢化(超高齢社会への対応)
- ④我が国における人権意識の変化(基本的人権についての認知度の向上、人権意識の高まり)

2 国際的潮流の動向

- ①人権教育のための世界計画等、②「ビジネスと人権」に関する国際的要請の高まり、③いわゆる「複合差別」の観点

第3章 人権教育・啓発の意義・目的

1 人権尊重の理念

共生社会を実現するためには、全ての人が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

2 人権教育の意義・目的

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人権を尊重することの必要性、様々な課題について学び、人間尊重の精神を生活の中にかきこみ、いかしていくこと。

3 人権啓発の意義・目的

「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」などについて正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、態度面、行動面等において確実に根付くようにすること。

第4章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権問題が複雑・多様化する傾向にある中で、人権教育・啓発の各実施主体が相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要

2 発達段階等を踏まえた効果的な方法

- 人権感覚を育み、様々な人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、各人の日常生活における行動変容につなげる
- 「法の下での平等」などの人権一般の普遍的な視点からのアプローチ + 具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチ

3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

- 人権教育・啓発は国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であり、押しつけにならないよう十分留意
- 被害当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく主体性や中立性を確保

第5章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

人権教育	人権啓発
●学校教育 ○人権教育に取り組みやすい環境の整備・指導方法の改善のための情報収集や調査研究の実施、アーカイブを活用して成果を学校等へ提供 ○人権に配慮した学習指導、生徒指導、進路指導等や学校運営 ○社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実 ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進 ○教職員の資質向上 など ●社会教育 ○人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供等 ○社会教育施設を中心に、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実、様々な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実 ○社会教育における指導体制の充実	●内容 ○人権に関する基本的な知識の習得 ⇒ 憲法等の国内法令や人権関係諸条約の周知等 ○権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発 ⇒ 自己と異なる他者を認め、互いの幸福のためにどうすべきか考える態度につながる ●方法 ○対象者の発達段階に応じた啓発 ○具体的な事例を活用した啓発 ⇒ 実際に人権侵害の被害を受けた当事者の迫真性のある言葉を積極的に取り入れることが望ましい ○参加型・体験型の啓発 ⇒ 人権課題を自己のことと捉える意識を醸成

2 各人権課題に対する取組(後述)

3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

- 検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、出入国在留管理庁職員、教師・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、その他全ての公務員に対する研修等における人権教育・啓発の充実
- 議会関係者や裁判所職員、マスメディア関係者等・・・行政府としての役割を踏まえつつ、情報の提供や講師の紹介等可能な限り協力
- 「ビジネスと人権」の取組に関し、企業の幹部等に対する人権研修が広く行われるよう支援

4 総合的かつ効果的な推進体制等

- 実施主体の強化及び周知度の向上・・・人権擁護委員(約14,000名)の活用、積極的な広報活動
- 実施主体間の連携・・・国・地方公共団体の連携、人権教育・啓発の具体的な実施主体間の連携 ●担当者の育成・・・研修プログラム、研修教材の充実等
- 文献・資料等の整備・充実 ●内容・手法に関する調査・研究 ●(公財)人権教育啓発推進センターの充実 ●マスメディアの活用等
- インターネット等IT関連技術の活用

第6章 計画の推進

1 推進体制：「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」等の連携のための場を有効に活用

2 地方公共団体等との連携・協力：地方公共団体、公益法人、民間団体、企業等の取組や意見にも配慮

3 計画のフォローアップ及び見直し：

- ・人権教育・啓発に関する国会への年次報告(白書)の作成・公表等による施策の実施状況の点検、フォローアップ
- ・「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」において施策の推進方針や推進体制等について不断の検討

第5章 2 各人権課題に対する取組(抜粋)

●課題横断的な人権課題に対する取組(インターネット上の人権侵害)…個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連【位置付けを整理】

- ・春の卒業・進学・進級の時期に重点を置いたスマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施
- ・インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を実施
- ・あらゆる世代に対し、インターネットリテラシーの向上を図るため啓発活動を推進
- ・学校において、「情報モラル」を育成するための指導を実施 など

●各人権課題に対する取組

ア 女性

- ・政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための取組
- ・配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発
- ・女子差別撤廃条約関連文書等の内容の周知
- ・女性に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動
- ・学校等の教育機関における男女平等の重要性等に関する指導の充実
- ・職場におけるセクシュアルハラスメント等防止のための周知・広報
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

イ こども

- ・児童虐待等について、児童相談所、学校、警察等が連携した取組を推進
- ・こども基本法等の内容を発信、こども・若者が権利主体である旨を周知
- ・こどもの人権への理解を深めるための啓発を推進
- ・「生命(いのち)の安全教育」の普及展開
- ・教職員について、研修等を通じ人権尊重意識を高めるなど資質を向上
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

ウ 高齢者

- ・高齢期の社会参加活動に関する広報・啓発
- ・高齢者の人権への理解を深めるための啓発
- ・高齢者虐待防止のための取組
- ・認知症や認知症の人に関する理解を深めるための教育、本人発信を含めた運動の展開 など

エ 障害者

- ・障害者差別解消法等の意義や趣旨等の広報・啓発
- ・合理的配慮の提供の徹底等について必要な取組
- ・旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育・啓発
- ・障害当事者の参画を得つつ、障害者の人権への理解を深める啓発
- ・インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組
- ・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
- ・障害者虐待の防止・権利擁護に関して各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等の実施 など

オ 部落差別(同和問題)

- ・部落差別(同和問題)解消の必要性に対する理解を深めるための啓発を推進
- ・地方公共団体への必要な情報の提供、指導及び助言の実施
- ・「えせ同和行為」の排除に向けた啓発等の取組を推進
- ・公正な選考採用システムの確立を図るための取組を推進
- ・住民交流の拠点である隣保館における啓発の推進
- ・不動産業界に対する教育・啓発の一層の推進 など

カ アイヌの人々

- ・アイヌ施策推進法に基づくアイヌ施策の総合的な推進
- ・アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発を推進
- ・アイヌの伝統・文化に関する知識の普及・啓発を図るための施策の推進
- ・生活館におけるアイヌの人々のための生活相談や啓発等の推進 など

第5章の2 各人権課題に対する取組(抜粋)※続き

キ 外国人

- ・外国人の人権への理解を深めるための啓発を推進
- ・外国人との共生社会の実現に向けた啓発、情報発信等の実施
- ・適切な外国人雇用に関する啓発活動を推進
- ・異文化を尊重する態度等を育成するための教育の充実
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 【新規に追加】

特に2010年代に入り、特定の民族や地域的身等の属性を理由に地域社会から排斥する差別的言動が社会問題化し、平成28年6月にいわゆるヘイトスピーチ解消法が成立し、施行された。

政府及び地方公共団体の取組等もあり、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する市民グループの街頭デモ等の件数については減少傾向。もともと一部地域では継続している。

インターネット上でのヘイトスピーチ、選挙運動等におけるヘイトスピーチも問題となっており、ヘイトスピーチが多様化している。

- ・ヘイトスピーチはあってはならないという理解を促進するための啓発の推進
- ・人権教育に当たっては、先進的な取組を実施する地域・指定校の指定などによる実践的な研究などや、教員・社会教育担当者等への各種研修などを通じた周知 など

ケ 感染症の患者等

- ・HIV感染症及び感染者等への理解を深めるための啓発、エイズ教育の推進
- ・肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発、副読本の配布・周知
- ・新型インフルエンザ等の感染症の感染者等に対する偏見・差別等は許されるものでなく、感染症対策の妨げになること等について啓発 など

コ ハンセン病患者・元患者及びその家族 【独立の項目として整理】

- ・ハンセン病問題に関する理解を深め、自分のこととして捉えられるような啓発の推進
- ・かつて国が採った強制隔離政策が誤りであったことを認め、関係省庁が連携・協力して人権教育・啓発を推進
- ・教員や学生等のハンセン病問題に関する理解増進を図るため、地域や学校、各大学における取組を推進
- ・国民の意識調査の継続した実施を検討、意識調査の結果等を踏まえた偏見・差別の解消のための施策の推進 など

サ 刑を終えて出所した人及びその家族

- ・犯罪を犯した者等の再犯の防止等について、国民の関心と理解を深めるための事業を推進 など

シ 犯罪被害者及びその家族

- ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催、様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報・啓発を実施 など

ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

- ・拉致問題等について、国民の関心と認識を深めるための広報・啓発の実施 など

セ 性的マイノリティの人々

【新規に追加】

- 令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が成立した。
- ・理解増進法の趣旨等について、広報活動等を通じた知識の着実な普及
 - ・教職員向けの啓発資料や支援事例の提供等の取組を推進
 - ・公正な選考採用システムの確立を図るための取組を推進 など